

令和 8 年 1 回大洗町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 3 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 7 年度大洗町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分につき承認を認めることについて
- 議案第 2 号 令和 7 年度大洗町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分につき承認を認めることについて
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 8 年度大洗町一般会計予算
- 議案第 4 号 令和 8 年度大洗町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 8 年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 8 年度大洗町介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 8 年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 8 年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 8 年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 8 年度大洗町水道事業会計予算
- 議案第 11 号 令和 8 年度大洗町下水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 12 号 大洗町犯罪被害者等支援条例
- 議案第 13 号 大洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第 14 号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 大洗町公告式条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 大洗町行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 大洗町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例

- 議案第 23 号 大洗町水道料金審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 大洗町健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 30 号 令和 7 年度大洗町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 31 号 令和 7 年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 32 号 令和 7 年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 33 号 令和 7 年度大洗町町営公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 34 号 令和 7 年度大洗町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 35 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 諮問第 1 号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 10 請願第 1 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」
採択の請願書
- 日程第 11 報告第 1 号 令和 8 年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
12番	菊地昇悦	議員			

欠席議員（1名）

11番 坂本純治 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	長谷川満	住民課長	小沼正人
福祉課長	田山義明	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	小林美弥	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	住谷幸泰
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	本城正幸

事務局職員出席者

事務局長	高柳成人	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

議場内でのカメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっております。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上でのライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくをお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は11名であります。

これより令和8年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 櫻井重明議員、6番 伊藤 豊議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から13日までの11日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎議案第1号および議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第3、議案第1号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第2号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第1号および議案第2号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第1号をご覧ください。

令和7年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1月13日付にて専決処分いたしました令和7年度大洗町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億7,610万7,000円とするものであります。

4ページ、下の段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきまして、「ふるさと納税事業」における寄附申込時の利便性向上策や返礼品の充実・強化等の取り組みを進めた結果、当初見込んでいた金額を上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積立金など、合わせて2億円を追加計上するものでございます。

上の段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、寄附金2億円を追加補正するものであります。

続きまして、議案第2号をご覧ください。

令和7年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1月23日付にて専決処分いたしました令和7年度大洗町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,279万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億8,890万円とするものであります。

5ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

本補正予算は、1月23日に解散され、2月8日に投開票されました衆議院議員総選挙を執行するための経費につきまして、報酬や職員手当など関連経費合わせまして1,279万3,000円を追加計上するものでございます。

4ページの歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、県支出金1,252万9,000円、繰越金26万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,279万3,000円を追加補正するものでございます。

以上、議案第1号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）および議案第2号 令和7年度一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたし

たので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第1号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第2号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認をを求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 衆議院選挙の委託費ですけれども、この選挙ですね、期日前投票というのは、目標を掲げていたか知りませんが、目標とした投票率と見てですね、どんな状況だったのか、また、今回の選挙と、ここ数年のね、期日前投票との比較で行うと、どういふ変化があったのか伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

今回の衆議院選挙、全体の投票率は大洗町では51.60%でございました。そのうち期日前投票に係る数値が34.16%ですので、約6割を超える方が期日前投票を利用したというふうなことでございます。

ここ数回ですね、選挙の傾向といたしましては、全体の投票者数の半分以上が期日前投票を利用しているという傾向が出ております。逆に言うと、選挙当日に行く方が少なくなっているという言い方もできるんですけども、皆さん期日前投票の利用がここ数年は顕著に伸びているというふうな傾向がございます。これからもですね、期日前投票の期間にもよるとは思うんですけども、この傾向は続いていくんだろうなというふうな選挙管理委員会のほうでは予想をしているところでございます。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今回のこの期日前投票が多くなっているんですけども、特別この期日前投票に力を入れて投票率を上げようというような考え方は持っていたのか伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

特別ですね、期日前投票の数値というものは、選挙管理委員会のほうでは目標にはしていませんでしたけれども、少なくとも前回の衆議院選挙ですね、49.63%を上回っていきこうというふうな

目標といいますか数字的な芯は立てていたところでございます。

ただ、期日前投票のですね、場所とかですね、そういうものを増やしていった市町村も、ここ数年はあるんですけども、それが事実、数字的に見れば投票率の向上にはつながっていないという現状がございます。ですから、期日前投票所のですね、場所をですね増やしたからといって選挙に行く方の投票する場所が変わるという傾向が、近隣のですね選挙管理委員会の会議なんかでも情報交換をするなかで、そういう傾向が現れているということでございます。ただ、なるべくですね、選挙当日に行っていただくか、期日前投票を利用していただくかという、日曜日ですので、なかなかご家庭のですね、出かけてしまうというようなご家庭も多いかと思っておりますので、選挙管理委員会としては、期日前投票の期日ですとか、何時から何時までやりますよというようなですね、情報発信のほうは積極的に行っていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この期日前投票の在り方なんですけど、去年、令和6年かな、6年の選挙の際にですね、選挙員にとって、要するに投票する人にとって利便性の高い場所への期日前投票所の設置を積極的に取り組んでもらいたいというような総務省からの通知が出たと思うんですよ。例えば移動投票所というのもあって、これらも活用するならば、その交通費など、警備費、あるいは様々な借上料、これは国のほうで面倒見ますというようなことで、だいぶ力入れてるんですよ。ですから、今あまり変化ないと言われましたけども、大洗ではやってないわけですから、その変化の見ようもないんです。ほかのところの例を幾つか説明されたと思うんですが、こういうことが出ているんですが、それをあえて取り入れなかったのか、検討しなかったのかわかりませんが、この総務省の通知は御存知だったんでしょうか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

当然我々のところにもそういう通知があったというのは、私のほうでは記憶をしているところでございます。

期日前投票所のですね増設というところでは、選挙管理委員会のほうでも当然議題になったところでございますけれども、二つポイントがございます。セキュリティー関係の問題が大洗町のほうではL G W A N回線を使ってですね、住基情報を管理している以上ですね、選挙システムをそのなかに入れてしまうというところで、町のですねL G W A N回線の安全性がどうなのかという問題、セキュリティー上の問題がまず一つというのと、あとですね、現実的な問題といたしましては、立会人さんの確保というのが非常に困難な状況になっておりまして、今、期日前投票所は役場1階窓口ですね、1階のホールでしかやってございませぬけれども、あの方、あの期日で選挙立会人さんを確保するのも、今、大変な状況であるということをご理解いただくと、もう1カ所増やすというところですね、立会人さんの確保も不可能になってくるというところですので、そういう問題もございまして今回は選挙管理委員会のなかでは、もちろん議論になったところではございますけれども、ちょっと現実的に期日前投票所の増設というのは無理だろうというところでの結論に至りましたの

で、今回のような措置をとらせていただいたところでございます。ご理解をお願いいたします。

○飯田議長 ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり決しました。

◎施政方針および議案第3号ないし議案第11号の上程、説明

○飯田議長 日程第4、令和8年度施政方針および日程第5、議案第3号から議案第11号まで、令和8年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより令和8年度施政方針に関する説明および一般会計予算、特別会計予算について提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、令和8年度当初予算案をはじめとする町政の重要課題についてご審議いただけることに、深く感謝申し上げます。

本定例会に先立ち、令和8年度の町政運営に関する私の所信の一端を申し上げさせていただきます。

第6次大洗町総合計画に掲げた「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」は、私が先頭に立ち、町民の皆様とともに実現を目指す、町としての未来への約束です。

社会情勢が大きく変化するなか、自治体経営には状況を的確に捉えた判断と着実な実行がこれまで以上に求められています。

令和8年度は、これまで積み重ねてきた取り組みを確かな成果へと結びつける年と位置付けます。本町の規模を生かした機動力を最大限に発揮し、必要な政策を私の責任において断行してまいります。

令和8年度の予算案は、これまでの取り組みから得た成果と課題を踏まえ、優先すべき施策に重点を置いて編成いたしました。

持続可能で強靱な生活インフラの整備を最優先事項とし、災害に強い住環境の確保に向け、防災集団移転促進事業をはじめとする防災対策や健康で安心して暮らせる地域づくり、特色ある英語教育による人財育成、観光立町の推進など、本町の強みを生かした施策に重点配分しております。

併せて、「地域活性化起業人制度」など外部人材の知見も活用し、広報活動の充実やSNSを通

じた情報発信力を強化することで、町の魅力を的確に伝えてまいります。

この発信力を町政運営の基盤としつつ、厳しい財政状況のなかにあっても費用対効果を意識し、町民生活の向上につながる施策を着実に進めてまいります。

主な施策について、第6次大洗町総合計画の五つの政策の柱に沿ってご説明申し上げます。

『住民の命と生活を守るまちづくり』

本政策では、町民一人一人の暮らしの安全・安心を最優先に、災害や事故、犯罪といった様々なリスクに備えるとともに、健康と命を支える生活基盤の充実を目指してまいります。

防災・減災対策として、災害対応の要となる消防・救急・救助体制の充実を図るため、消防団の活動環境の充実や消防水利の適切な管理を進め、新消防庁舎の建設、高規格救急車の更新などに取り組みます。併せて、防災集団移転促進事業を進めるなど、地域の防災基盤の強化を図ります。

日常生活を支える基幹インフラである上下水道については、令和6年3月の水道本管漏水を教訓として、老朽施設・管路の更新を前倒ししてまいりました。今後も漏水の早期発見・早期修繕体制を強化し、安定したサービスの確保に努めてまいります。

また、関係機関と連携した避難訓練等を実施し、円滑な避難行動の確保と町民の防災意識の向上に努めてまいります。

さらに、万が一の場合に備え、犯罪被害を受けた方やご遺族への見舞金助成を行い、不安の軽減と生活再建を支えます。

健康と命を支える取り組みとして、保健福祉分野では、相談・支援体制の安定化を図り、母子から障害者・高齢者までの各世代の健康を守る制度基盤を整備いたしてまいります。加えて、現行の法定予防接種事業に妊婦向けRSウイルスワクチン接種を新たに位置付けるなど、予防施策の充実を図ります。さらに、各種福祉計画等の策定を通じて、持続可能な社会保障の維持に努めてまいります。

これらの取り組みにより、日常生活のなかで「安心」を実感できるような、そんなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

『一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくり』

本政策では、快適で安心して暮らせるまちを目指し、日常生活を支える環境の整備と、公共交通をはじめとする移動手段の確保を進めるとともに、町の魅力を伝える広報・周知体制の充実を進め、交流の拡大につなげます。

ごみ処理体制では、鉾田・大洗広域事務組合による新ごみ処理施設整備事業に協力し、将来を見据えた安定的な運営の確保に取り組みます。

道路事業では、町道整備事業として改良工事や修繕等を着実に進め、道路台帳公開型GIS（地理情報システム）の整備により、計画的かつ効率的なインフラ管理を図ります。

また、避難路の整備や町営住宅の計画的な改修を進め、安全で快適な住環境の確保につなげます。公園や道路などの公共空間については、環境美化に加え、適切な維持管理により、安心して利用できる状態を保ち、暮らしの質の向上を図ってまいります。

さらに、平和大使派遣事業を通じて、平和の大切さを発信し、次世代への平和意識の継承に取り組んでまいります。

『観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくり』

本政策では、観光資源を最大限に生かし、交流人口の拡大を地域産業の活性化につなげることで、町民・来訪者がともに楽しめる賑わいあるまちの実現を目指してまいります。

ブルーツーリズム推進支援事業により、ナイトイベントや高付加価値型のツアーを展開し、大洗ならではの体験価値を高めます。併せて、趣向を凝らした大洗海上花火大会や塩づくりプロジェクト等を展開し、滞在の長時間化と町内消費の増加を図ってまいります。

また、観光拠点や関連施設については、点検・修繕を着実にを行い、安心して訪れ滞在できる受け入れ環境の充実を進めます。

さらに、町として関係機関と連携し、客船「にっぽん丸」の勇退後に運航開始を予定する「三井オーシャンサクラ」の寄港に向け、第4埠頭の係留施設整備に協力し、クルーズ船の受け入れ体制を強化してまいります。

また、循環バスルートを再編し、町内移動の利便性を高めます。これにより、来訪者の周遊促進と町民の日常利用の向上を図ります。

農業では、生産性を高める農地の基盤整備を進め、担い手農家の育成につなげてまいります。

水産業では、漁業経営の安定化と労働環境の改善を図り、ブランド化を推進します。

商工業では、創業支援や経営支援を通じて観光需要を地域内で循環させる仕組みづくりを進め、地域産業の稼ぐ力の向上を図ってまいります。

『大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり』

本政策では、妊娠期から子育て期にかけ、一貫した支援の充実を図ります。併せて、子どもから大人まで、学びが地域の中でつながり続ける環境づくりを進めてまいります。

幼児期には、新たに5歳児健康診査を実施し、就学に向けた発達確認と早期支援を行うことで、切れ目のない成長支援を進めます。併せて、私立保育所等における給食費についても支援を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

学童期には、学童保育支援員の配置により、放課後に安心して過ごせる体制を整え、学びと生活の両面から子どもたちの成長を支えてまいります。

義務教育段階では、学校施設の設備や改修を進め、安全で快適な学習環境を確保します。併せて、いじめや不登校への対応を含め、家庭・学校・地域が連携した支援体制を充実させ、子どもたちが安心して学び続けられる環境づくりを進めてまいります。

加えて、学習状況や特性に応じた支援を通じて、一人一人の学びを丁寧に支えるとともに、国の支援策と連動して学校給食費の支援を行い、保護者の負担軽減にも取り組みます。

本町が特に力を入れてまいりました「大洗で学べば英語ができる」取り組みは、人財育成の柱として、外国語指導助手やオンライン英会話を活用した指導により着実な成果を上げております。こうした学びは、外国クルーズ船寄港時の英語ボランティアなど、地域のなかで英語を実際に使う機

会へと広がり、実践的なコミュニケーション力の育成につながっております。

さらに、地域クラブ活動やスポーツ・文化・芸術活動を通して、学校教育で養った力を地域で伸ばせる場を広げます。活動拠点となる施設の整備や安全確保に加え、史跡や博物館など地域資源の保存・活用にも取り組み、学びと誇りの継承につなげます。

最後に、『持続可能な行財政運営によるまちづくり』であります。

本政策では、効率的で計画的な行財政運営を通じ、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めてまいります。その上で、公共インフラ等のスクラップ・アンド・ビルドや事務事業等の見直しにより、ゼロベースからの行財政改革を進め、限られた資源を重点施策へ再配分いたします。これにより、将来にわたる持続可能性を確保します。

併せて、フリーアドレス等の導入により業務効率化と柔軟な働き方を進め、行政サービスの質の向上につなげてまいります。また、「地域活性化起業人制度」を活用し、外部人材の知見を町の魅力向上に生かしてまいります。

財源確保の観点から、ふるさと納税事業では、制度の変化にも対応しながら創意工夫を重ね、現時点では13億円を超える寄附をいただいております。寄附者や返礼品提供事業者の皆様にご感謝するとともに、さらなる寄附の獲得を目指し、安定的な施策推進の原動力として位置付け、取り組みを一層強化してまいります。

令和8年度も中央省庁・茨城県への職員派遣を行い、行政運営に必要な経験・知見を積むことで、施策を確実に実行できる体制を強化いたします。

これらの施策を実施する一般会計と特別会計を合わせた令和8年度当初予算は、総額173億2,746万1,000円で、前年度に比べ4%の増となります。

以上、令和8年度の町政運営にかける思いと主要な取り組みを述べました。

全ての声に耳を傾け、小規模自治体ならではのスピード感と機動力を生かし、地域の活力と町民生活の向上に向け、果敢にチャレンジしてまいりたいと思います。

町民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を、心よりお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

○飯田議長 以上で、令和8年度施政方針に関する説明及び一般会計予算、特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、明日3月4日の本会議にて行います。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第6、議案第12号 大洗町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第12号 大洗町犯罪被害者等支援条例につきまして、提案理由をご説明いたしま

す。

本案につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者やその家族などの支援に関し、必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町や町民等、さらには事業者の責務を明確にするほか、犯罪被害者等に対する相談や情報提供をはじめ、経済的負担の軽減および居住の安定など、犯罪被害者等の支援に必要な基本的施策を定めるものであります。

以上、議案第12号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第12号 大洗町犯罪被害者等支援条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号 大洗町犯罪被害者等支援条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第13号 大洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第13号 大洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、令和8年4月より開始されます乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関し、事業者が乳児等支援給付費の支給対象となる特定乳児等通園支援事業者となるための基準を、本条例で定めるものであります。

以上、議案第13号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号 大洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。5番 櫻井重明議員。

○5番 櫻井重明議員 特定入園児等とはについて教えてください。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員のご質問にお答えをいたします。

2015年、今から大体11年前ということになるかと思えますけれども、保育の中身が随分変わった時期にあわせまして、子ども・子育て支援新制度というような形での制度が導入をされて、その制度のなかで、施政型給付費というのが創設をされました。これは何かといいますと、運営に係る経費を国・県、また、町で負担をするというものでございますけれども、この施設型給付を支給する上で利用定員でありますとか運営の基準を満たしていると町が確認をした施設につきまして、「特定」という表記が冠されるという形になってございます。こちら、この後の議案でも出てまいります16号などにつきましても、同様の考えとなっております。ですので、今回のこども誰でも通園制度でございますけれども、私立の保育園とのいろいろ協議をさせていただいたなかで、大洗町につきましても、かもめ保育園さんに対応していただくことになってございます。ですので、かもめ保育園さんにこの制度を実際に事業運営をしていただく上で、こういう基準でやっていただくということを町側が規定をするのがこの条例ということになっておりますので、そのなかで運営をしていただいて、給付費を確認をするということで、この特定という表記がなされることになっております。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。保育園生のことを、この特定乳児等と呼び、その子どもたちを受け入れる保育園を、特定事業というふうに呼ぶということの理解でいいんですかね。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度のご質問にお答えをいたします。

対象となる子どもさんというよりは、施設に対して町がこういう事業やって、それが基準にのっとった運営をされてますということを確認をした施設ということになります。以上です。

○飯田議長 ほか。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この事業に該当するのはかもめ保育園だけと。ほかにも保育施設ありますよね。子どもが少なくなってですね、園とすれば、子どもを多く入所させたいという思いは共通だろうと思うんですが、あえてかもめさんだけが名乗りを挙げたということを考えれば、なかなかほかのところでは、なぜこういう事業を受け入れることができない、困難さというのはあったんですか。何が問題でこういう状況なのか伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この事業を実施するにあたりまして、県のほうで実施をしました見込みの人数というのがございまして、大洗町の場合は大体5名前後ぐらいという形での数字が出てまいったところがございます。また、前回策定をさせていただきました今期の子ども・子育て支援事業計画のなかでも、ほぼ同数の見込みということになってございます。

例えば近隣の市町村さんなどを見させていただいても、ひたちなか市さんなどでも1園で実施を

しますということで公表をされているところをございまして、そういう実施が困難というよりは、必要性、町のなかでの必要量ということ算定をしたなかで、まずは1園で実施をしてみて、今後あとどういう形で、思っていたよりも規模が多いということも可能性としてはなくはありませんので、その際には再度また各保育園さんのほうにも協議をさせていただいて、実施の拡大とかということも、場合によっては出てくるのかなと思います。ただ、現時点では見込み数が、そこまでは高くないということで、都市部ですとどうしてもまだまだ待機児童の問題などが解消しきれていないというところもあるかと思しますので、これを機に新規のそういう事業の参入ということも、幅広くその門戸を開放してというところもあるのかなとは思うんですけども、大洗町に関しましては必要な数ということで1園での実施ということに至ったという経緯でございます。以上です。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号 大洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第14号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第14号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、令和8年4月より開始されます乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関し、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、引用条項の改正、その他所要の改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、利用定員の柔軟化と特例保育との関係整理となります。

以上、議案第14号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 ちょっとお尋ねしますけども、特定乳幼児を入れるにあたって、かもめ保育園さんで新たに、今の先生で足りるんですかね。特定ということなので、どういう感じで施設の改定とかいうか、人員の配置、どのような形で行うか、ちょっとそこら辺ちょっとお尋ねしますけども、すいません。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 勝村議員のご質問にお答えをいたします。

このこども誰でも通園制度の実施に伴いまして、大きく二つの形が国のほうで、こういう形でやってくださいというのが示されてございます。まず一つが、一般型ということなんですけれども、もう一つが、余裕活用型というような形になってございまして、専従の職員とかを張り付けるということではなくて、今いる職員体制のなかで運営をしていただくというのが余裕活用型ということになってございます。一般型というのは、その余裕活用型以外のものというような整理がされているところがございますけれども、まさにかもめ保育園さんにつきましても、町ではこの余裕活用型というところでの枠のなかでやっていただくということを考えておりますので、これに伴いまして新たに保育士さんを増員していただくとか、そういった必要性はないということになってございます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 そうすると佐藤課長、かもめさんの場合は一般型でもあるけども余裕型で、余裕があると、先生の、ということ。で、ほかの施設は、きっと余裕がなかったのかな。これから増える場合は、きっとほかの施設にも要望がきっといくと思うんですが、かもめさんは先生が余剰人員がいるというような感じの受け止め方でよろしいですかね。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 1人の職員さんで何名のお子さんを見るという基準がそもそもがございまして、各園そのなかで運営をしていただいておりますので、どこもいっぱいいっぱいというところはないわけではございますけれども、特にかもめさんが余裕があるという解釈ではなくてですね、例えばほかに一般型というのがあるというふうに申しあげましたけれども、全国的に見ますと、例えば児童館などそういった既存の施設に新たに保育士さんを配置して、そこでこのこども誰でも通園制度をやるという、そういったところもあるというふうに伺っておりますので、いろいろな形の実施というところを国のほうで想定をしたなかでの市町村向けには、主にこの余裕活用型ということでやられる、そういった市町村さんが近隣にもほとんどだというふうにはちょっと伺っておりますので、特に大洗のこの形が特別かという、そういうことではございません。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 佐藤課長、ありがとうございます。特定なんで、もしかしたらば、看護師さんの必要性もあるかなと思うんですが、そういうあれはないのかな。どうなんですかね。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度のご質問にお答えをいたします。

新たにこの事業に向けて認可を取って対応されるという時には、当然そういったところの必要性も生じてくるかと思えます。ただ、そもそもが認定こども園さんとしてかもめ保育園さん、運営をされているなかで、そういう体制がもう整っているというところがありますので、そこでこの事業も見ていただくということですので、この事業のためにそういったところの追加での必要性というところはないということになってございます。以上です。

○飯田議長 ほかありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第15号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第15号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、町の条例の基準となる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、本条例における規定を整備するものであります。

主な改正内容といたしましては、園児が入所する際に受ける健康診断の代替健診の範囲の拡充と、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する緩和措置となります。

以上、議案第15号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 家庭的保育事業、だいぶ前といいますかね、相当前じゃないんですけども、保育園に入れにくいというようなそういう時代がありましたね。で、その時にこういうところまで含めて保育の受け入れ体制を整えようということだったと思うんですね。今見るとどうか、当時で見るとどうかというと、もう保育園、園児、入る子どもそのものが少なくなっちゃっていると。今の

大洗町の保育所の数からすればね、十分に受け入れられるような状況だと思うんですね。あえてそういう流れのなかで、この事業が継続させられる意義というのは、いまだ存在するのでしょうか。その点をまず伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員のご質問にお答えをいたします。

まさに少子化というところで大洗町もかなりのスピードで少子化が進んでいるという状況でございます。そういったなかで各保育園、それぞれに園のカラーなどを生かしながら事業のほうを展開をしていただいておりますので、待機児童ということは大洗町としては無いんですけれども、うちの子どもにはこういった園がいいというような形で今いろいろ園をカラーで選べるようなところがかなり自由が出てきているところなのかなというふうには思います。そういったなかで先ほどのこども誰でも通園制度なども展開をさせていただくということで、こども誰でも通園制度につきましては、既存にもう一時預かり事業というのがあったんですけれども、そういった親の都合、冠婚葬祭であるとか急な仕事とかということではなくて、子どもさんにいろいろな同じ年代のお子さんとはふれ合って経験をさせると、また、その間、お母さんのいろいろな育児の部分でのサポート、そういったところの部分も含めての新たな事業展開をさせていただくということになっているところでございます。そういった形でいろいろなメニューなども組み合わせながら新たな保育事業のほうを展開をさせていかなければならないというところもございますので、各園にいろいろ協力をお願いしながら展開をさせていただいているところでございます。

今回のこの議案15号の提案の理由でございますけれども、こちらにつきましては、先ほども町長のほうからもありましたように、園児が入園する際に実施をしております健康診断につきまして、今までは児童福祉法に基づく健診だけが対象ということになっておったものを、母子保健法に基づきまして、町の1歳6カ月半健診でありますとか3歳児健診なども対象になるというものでございます。以上です。

○飯田議長 ほか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、町の条例の基準となる「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、本条例における規定を整備するものであります。

主な改正点といたしましては、特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する緩和措置となります。

以上、議案第16号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○**飯田議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。4番 小野瀬とき子議員。

○**4番 小野瀬とき子議員** 今も町長のほうから説明がありましたこの特定教育・保育事業者の緩和が今回なされたということの、そのところを詳しくお聞かせください。

○**飯田議長** 佐藤こども課長。

○**佐藤こども課長** それでは、小野瀬議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基準の緩和というところでございますけれども、まず、町内にこの対象となる事業所さんがどこになるのかということでもありますけれども、こすもナーサリーさんが小規模保育事業者ということで運営をされております。こちらの保育なんですけれども、0歳から2歳までをお預かりをする施設ということになってございます。ですので、その上、3歳になった時にじゃあどこかの園にスムーズに移れる体制が整ってないといけないということがございましたので、こちらの連携施設ということで、こすもナーサリーさんはかもめ保育園さんを指定をされて運営をなされているところでございます。ただ、なかなかこれが都市部であったりとか、あと、逆に島嶼部、へき地などの場合には、その連携施設の確保が難しいということもあるということで、国のほうでもその連携施設の確保を何でかですぐ見つけなければいけないということではなくて、これまでも経過措置を設けてきたような状況がございます。その期間が延びているというところがまず一つと、あとは、子どもをみる保育士さん側が、例えば病気とかがとかでお休みを取らなければならなくなってしまったような時に、代替保育というような制度がございまして、そういったところも、そのこすもさんであれば、じゃあその間はかもめさんでというような、町の場合はなされておりますので、今回、国の法の基準が変わったというところでの改正にはなってございますけれども、町の保育施設のなかで特段この改正によりまして影響を受けるところはないということになってございます。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 今の説明でよくわかりました。大洗町においては、何の問題もなく今までどおりのことが行われるという認識でよろしいですか。ありがとうございます。

○飯田議長 ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第17号 大洗町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第17号 大洗町公告式条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法の改正に伴い、条例等の公布にあたって行う署名について、自署以外にも電子署名によることが可能となったことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

以上、議案第17号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 大洗町公告式条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 今、町長のほうから電子署名というふうな説明あったんですけども、括弧書きの中身について説明を求めたいと思います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、この電子署名でもいいですよというような改正が地方自治法の改正がなされたというのは提案理由にもあるところですけども、地方自治法の改正がですね、地方自治法の16条の第4項というところがございまして、当該地方公共団体の長の署名（総務省で定める署名に代わる措置を含

む。) というようなふうに地方自治法が改正になりまして、じゃあ電子署名というのはどこにあたるかということ、括弧書きの総務省令で定める署名に代わる措置というのが、いわゆるここでいう電子署名というところになりますので、新旧対照表でも同じような括弧書きのなかで総務省で定める署名に代わる措置を含むというような改正がなされておりますので、代わる措置というところが電子署名というように読み替えていただければわかりやすいのかなと思います。宜しく願いいたします。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町公告式条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第18号 大洗町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第18号 大洗町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、行政手続法の改正に伴い、公示送達を行う場合には、従来の役場前の掲示板に掲示する方法に加え、インターネットによる公表も可能となったことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

以上、議案第18号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 大洗町行政手続条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 町長の説明で条例の改正わかったんですけども、これ聞いていいのかどうか、過去に大洗町でこの条例を適用して、何か事はあったことはあるのでしょうか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

これは公示送達というのは、要は書類を送っても届かない方に、こういう行政処分を行いますよという、いわば通知を行うものでございまして、掲示板に掲示することによって民法的には、民事的には2週間ですかね、を経過すると自動的に受け取ったことにしますよという行政手続上の措置でございまして、今までこの行政手続上の通知、当該通知につきまして、公示送達で行ったことはないというふうに認識しております。宜しく願いいたします。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町行政手続条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第19号 大洗町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第19号 大洗町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、人口減少が進行する状況下において、持続可能なまちづくりを推進するため、公共施設の再編成が必須となっております。このたび、集会所の指定管理者より、町への返還の申し出があった集会所について、申請者との協議の上、集会所としての使用を廃止するに至ったことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、堀割集会所、東集会所、五反田集会所、船渡集会所について、集会所としての供用を廃止するものであります。

以上、議案第19号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 大洗町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。9番 今村和章議員。

○飯田議長 ただいまの町長の説明でですね、除外するということは理解できましたけども、今後その除外した部分の建物の管理、または今後どのような形で処分というかですね、されていくのか、

その部分について説明を求めたいと思います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の在り方につきましては、前12月の定例会です、3人の議員の方から一般質問で提言されてきてですね、要はこれからは、もう町の財産ですね効率的な運用を目指してというような答弁もさせていただきましたし、かつ、用途が、目的を達した財産につきましては、最も有効な処分方法といいますか活用方法を検討していきますというような答弁もさせていただきましたけれども、今回四つ集会所の用途を廃止するわけでございますけれども、この活用に至ってはですね、底地と建物との関係がございまして、底地が町有地というばかりでは限りませんので、この四つに関してはですね。例えば、底地が町有地であればですね、これはもう例えば売却という方法もございまして、また、売却に限らず何かほかの方法があればというようなこともございまして、公有財産を整理していくというようななかで欲しいという人がいればですね、普通財産にも変わるわけですので、そこで何か申し出があった時には検討をさせていただいて、最も有効な手段、多分町有地であれば、町有地の上に乗っている建物つきで売なのか、壊してから売なのかというのはまた議論があるところでございますけれども、そういうような方向で検討してまいりたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 私が考えていたのは、やはり処分するんだらば売却等を考えてたんですけども、今の答弁のなかです、底地が町有地じゃないものもあるということで、改めてちょっと認識させていただきました。その部分に関してはですね、底地の部分は、これ個人所有なんですよけれども、それとも集会所を今まで管理していたその団体の部分の持ち物になるんでしょうか。その部分とですね、もう一つ、建物だけ管理していくなかで、やはり大変予算もかかりますので、できればやっぱり、先ほど課長言われたように処分が望ましいのかなと思いますので、その部分のやり取りって言うんですか、今後早急にそういうことをするために、その底地の部分、例えば町が買い上げて全部で一体化で売る場合もありますでしょうし、あとは実際に建物壊してですね、戻す部分があると思うんですけども、そういうことの考えというのは今のところどういうふうにかお聞きしたいと思っております。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

公有財産の底地につきましては、先ほど私答弁させていただいたように、町のものとは限らないというところがございまして、集会所だけで申しますといろいろございまして、どういう事情かはちょっとわかりませんが、ちょっとすぐ前の話になっちゃいますので、境内地に建っていたりですね、あとは墓地敷、勝村議員よく御存知だと思いますけれども、墓地敷に建っているような公共施設もございまして、これは、例えば墓地敷に関しましては、今、私どものリーガルチェッカーと協議をしてですね、時効取得というか、町のもの、町の名義にする法律的な措置を考えてい

るところでございます、これは多分訴訟というような流れになっていくんだらうと思うんですけども、訴訟起こしに関しましては法律上、議会の承認を要するということですので、どこかのタイミングでですね、公共用地の墓地敷に関して時効取得をするというような裁判というか、それを裁判所に申し立てますよという手続が完了というか、条件が整い次第ですね、議会のほうに議案として提出していただいて承認をいただいて、将来、町の名義にしてですね、そこを売るとか何かにかつていうのはまた議論があるところでございますけども、そういう方向で進めていきたいと思っておりますので、ご理解を宜しくお願いいたします。

○飯田議長 ほか。2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 今の集会所の廃止の件ですけども、この四つの廃止するとこの集会所には、選挙の投票所になっている集会所があるかと思っておりますけども、その選挙の投票所に関してはどんな考えなのか伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

偶然ですね、昨日、選挙管理委員会のほうが開かれまして、堀割集会所のほうが集会所の用途は廃止させていただきますというようなものも選挙管理委員会のほうに報告させていただいた次第でございます。

そのなかで選挙管理委員のご意見といたしましてはですね、堀割集会所を例えば壊してしまっ、あそこの集会所、投票区を変えるというのは、ちょっと急激な変化だらうということですので、投票所としてのみ活用していくのか、そうでないのかという議論は出てくるのかなと思っておりますけども、現実的には、昨日の選挙管理委員会のなかでは、堀割集会所は、投票所として確保していく方向で進めていこうというようなものは昨日の選挙管理委員会ではございました。ただ、これを、堀割集会所を投票所としてなくすとなるとですね、かなり大きい選挙区割、投票所の区割りの変更が必要になってくると思うんですよね。そうすると、今の人口規模からして11カ所という投票所が適正なのかどうかという議論から始まっていかなきゃいけないところになっていくんだらうと思っておりますので、その投票所の区分けという意味では、ちょっと大きな問題ですので、ここでは答弁は差し控えさせていただきますとは思いますが、堀割集会所につきましては、少なくとも12月の県議選ですかね、につきましては、一応投票所として活用していただきたいというのが昨日の選挙管理委員会のほうの意見でしたので、そういう方向で、実際今度は管理のほうは総務課のほうの管理として、普通財産として管理していくなかで、投票所としての機能は生かしていくのかというところで、投票所の変更はですね、今のところ選挙管理委員会としては考えていないというようなところがございますので、引き続き投票所としての機能は生かすというか、投票所の変更はまだ考えていないというところが現実的なところがございます。宜しくお願いします。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 今の説明ですけども、あの地区って結構人口が集中してる場所なので、昨今、先ほど菊地議員のほうからも出ましたけども、投票率が太洗町ってあまりよくないので、あそ

この堀割集会所の投票所をなくすということが、またその低投票率につながっていくのではないのかなということが懸念をされますので、投票所ですね、直近であります県議選ですか、それについては今、堀割集会所も活用するということなのでよろしいかと思えますけども、ただ、その後のですね選挙の投票所の在り方については、選挙管理委員会のほうで再検討をしていただきたいと思います。要望で終わります。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 大洗町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第20号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第20号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、近年のサウナブームを背景に、消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が全国的に増加していることから、その特性に応じた基準を定める必要性が生じたため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）」を一部改正することに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

以上、議案第20号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第10号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について質疑を行います。4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 こちらなんですけれども、全協のほうでも説明はいただきました。でも、そのなかで、今、一般的な、今までは家庭で小さいテントサウナだったりそういったところは届出

が必要なかったのかもしれないけれど、今回これに変わることによって、ほぼほぼ届出等基準というかそういったものをしっかり決めたものに関してなってるかっていうところを確認して届出っていう形だったかと思うんですけども、その認識でよろしいのでしょうか。

○飯田議長 二階堂消防長。

○二階堂消防長 ご質問にお答えいたします。

まず、この簡易サウナ設備ですが、これあくまで事業として行う場合に届出が必要なものであって、個人がご家庭で使うものに関しては届出は不要ということになってます。

○飯田議長 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうしますと、この間の説明資料のなかに、一般的なテント、1人用とか小さいテントも今度こういうふうな枠づけのなかに入りますよといった説明資料があったと思うんですけど、そちらの内容、じゃあもう一度お願いします。

○飯田議長 二階堂消防長。

○二階堂消防長 ご質問にお答えいたします。

近年ですね、このタイプのサウナが普及してきたことで、まずこれ、移動が容易で、設置も簡単にできるということで、主にですねイベント等で使われることが多いタイプのサウナというふうに考えています。大洗町でもですね、おとしでしょうか、花火大会の時に会場に設置されたタイプのサウナとなります。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 わかりました。じゃあ簡易なテントのサウナであっても、一般家庭で使う場合はそういった内容には入らないっていうことでよろしいんですか。

○飯田議長 二階堂消防長。

○二階堂消防長 補足をさせていただきますと、簡易サウナの定義といたしまして、テント型、またはバレル型、樽型のものですね、のサウナに設ける放熱設備であって、屋外その他直接外気に接する場所に設ける、定格出力6kW以下の比較的低出力の放熱設備であって、なおかつ薪または電気を熱源とするものを簡易サウナとして新たに定義しております。以上です。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第21号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第21号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、茨城県の「医療福祉対策要綱」等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、県の医療福祉費の支給制限に係る規定方法が変更されたことに伴い、本条例においても同様に規則で定めるよう改正を行うほか、文言の整理を行うものであります。

以上、議案第21号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第22号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第22号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」及び「卸売市場法」の改正に伴い、所要の改正を行

うものであります。

改正の内容といたしましては、食品等の合理的な価格形成と、持続的な食料システムの確立を実現するため、国が定める指定飲食料品等および、生産から流通までのコスト指標の公表等を定めるものであります。

以上、議案第22号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第22号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第23号 大洗町水道料金審議会条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第23号 大洗町水道料金審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、審議会の対象に下水道事業を追加し、審議内容を拡大するための改正であります。

下水道事業を審議の対象事業に加えたことにより、条例の名称を「大洗町水道料金審議会条例」から「大洗町公営企業審議会条例」に改めます。

また、料金改定に関することのみであった審議内容を、料金改定以外の事項についても審議会に諮ることができるよう拡大いたします。

これにより、施設の在り方についてなど上下水道事業において、より町民や有識者の意見を取り入れた運営を目指してまいります。

以上、議案第23号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第23号 大洗町水道料金審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 大洗町水道料金審議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第24号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第24号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、現在、指定管理者により管理運営を行っている大洗町地区集会所について、引き続き指定管理者による管理運営を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

大洗町地区集会所につきましては、地区内住民の利用が主であることから、施設および地域の状況を熟知している各集会所管理運営委員会を、引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、本年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第24号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について質疑を行います。4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 また今回、引き続き、こちら各集会所を管理運営委員会というような名称で契約のほうを今後5年間またしていくということなんです、こちらのこの委員会の組織っていうのは、各この集会所の周りの常会のなかに当てはまる委員会という捉え方でいいんでしょうか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

これは町内会のなかにある団体もございますし、町内会とは別に組織を構成しているところもございますので、一概に町内会のなかにあるということではないというふうに認識しております。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうしますと、町内会のなかに別となっている委員会もあるということなので、そちらがまずこのなかに何箇所ぐらいそういった運営をしているところがあるのかということと、そういう運営をしているということ、その近隣の常会の方たちはみんな知っているのでしょうか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

20から4減って16カ所あるんですけれども、そのなかでどういうふうな運営形態をしているかというの、なかなか私どもにも、お恥ずかしい話、若干見えてこないところがございまして、当然、町内会の会長さんが兼ねているところもございますでしょうし、また、町内会とは別にですね、元世話人さんとか、そういう人が絡んでいるような組織もあるようですので、一概に、規約も多分集会所によってはちょっと違ってくるのかなと思いますので、そういう意味では個々のやり方、都合のいいというか、やりやすいやり方で運営をしているというのが適切な表現なのかなというふうに認識しているところでございます。——そうしますとですね、その運営の在り方について、地域の人々というか、当然町内会に入っている方は当然こういう流れで、集会所の管理はどことこの誰々さんだなどというふうな認識はあると思うんですけれども、前回の一般質問でもあったように、この方に許可を取らなければいけませんので、使用する場合はですね、もしどの方が管理しているのかわからないというようなことであればですね、その同じ常会の方であっても、ひょっとしたら今の時代からするとですね、自分の常会の会長さんもわからないような方もいらっしゃるかと思っておりますので、その集会所利用にあたっては、もしご不明な点があればですね、遠慮なく役場のほうの管財係のほうにお問い合わせいただければ、この方が集会所の指定管理者でっていうようなこと、お示し簡単にできますので、そのような方法をとっていきたいと思っておりますので宜しく願います。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうしますと、私の12月の一般質問でもさせていただきましたが、今の課長の答弁のなかで、問い合わせをしていただければうちのほうで答えますよということだったんですが、やはりこういうふうに表とかね、そういったのも、問い合わせをしなくても町のホームページとかで見られるような状況が一番、若い世代の方もいろんなことで使えるように、すぐわかって問い合わせができるようなことになったほうが使い勝手がいいのかなと思いますので、せっかくこういうふうにまた年度が変わって契約するというふうにこういうふうになっているのであれば、そういったことも考えていただけるといいのかなと思います。そこは要望というか、わかりやすく、みんながすぐわかるようなものを出していただけるとありがたいと思います。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 集会所の指定管理者の件ですけれども、昨今の町内会等の解散によって、だいぶこういったことが成り立たなくなってきたんですけども、この指定管理者の委員会のなかにもですね、年配者が多くて、この例えば年配者の方が病気とか何かで倒れた場合ですね、その集会所の管理ができなくなってしまうというような町内も多いかと思えます。ですから、若い方を少しですね、この委員会のなかに入れるなり、例えばその管理者の下に副管理者を置くとかですね、そういうものをされたほうが円滑にこの集会所の運営ができるのではないのかなと思えますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。この管理運営委員会に限らずですね、町内会の次期というか、次期会長を務めていただく方というか、若い方がそもそも町内会に入らないというような傾向があるなかで、じゃあその、町内会、今回16カ所の方が快く引き受けていただいたわけなんですけれども、やはり申請書等を持ってきた時にですね、いやあ、俺の次がないんだよねっていうことは議員ご指摘のようにおっしゃる方も多々いらっしゃいますので、何とか我々もというか町内会、もしくは委員会のなかでですね、何とか誰々さんにやってほしいんだけどねっていうようなこともございます。これ、私どものほうでお願いするような案件では、越権行為というかそういうのになってしまう可能性もありますので、我々行政が誰々さんやったださいよというよりも、その地域のなかで何とか継続できるような体制を整えていただくのが理想的な形だろうというふうに認識しております。宜しくお伺いいたします。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 大変難しい問題なんですけれども、ただですね、そうは言っても、清宮課長ですね、なかなかやっぱりその後釜が見つからないというところで、町内会長も苦心しているのも事実でございます。ですから、こういったことを契機にですね、若い人に声かけていけたらなというふうに思いますが、ただ、なかなかそれは越権行為でできないということであればですね、やっぱり町内会に依存するほかないのかなというような今の話ですけれども、町内会の存続とともにですね、非常に難しい問題ですので、これは議会と執行部はじめですね、町といろいろ議論していかなければならない点なのかなというような感想を持ちました。

今回はこうやって指定管理者の延長ということで、5年間ですけれども、5年間のなかにはですね、いろいろなことがありますので、長いようで短い、短いようで長い5年間ですので、今後ともですね、そういったことのその町内会の存続のこともはじめとして、こういったことに町内会が苦心しているということは清宮課長のほうでもご了解をしていただきたいと思いますので、どんどんですね、若い方がこういうものに参画できるように働きかけをしていくのも、我々の役目ではないのかなというような気もしますので、要望として終わります。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今、石山議員の質問に被るかもしれませんが、今度この指定管理の期

間が5年間ということですね。で、これから5年間やっていただくんですが、今回、以前の5年から経って指定管理を外れるというような、そういう集会所もあります。で、こういう流れがどんどん進んでいく、進んできているということですけども、町のほうではですね、この集会所の指定管理5年間過ぎて、これをどういうふうに捉えているのか、この集会所の存続をね、願っているのか、あるいは皆さんの施設だからやめんならやめてもいいやというような考えでいるのか、この辺はどういうふうはこの指定管理を進めているのか、まず伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

集会所のそもそもの在り方というようなご質問だというふうに認識いたしますと、もともと設管条例が設置された時の目的という時期、設管条例が制定された時期というのはですね、これ、集会所でお葬式をやられていたような時期で、各地区に集会所がないと各地区のお葬式ができなくなって、じゃあ町内会に入っていないと自分のところのお葬式が手伝ってもらえないというような背景があるなかで非常に町内会へ入っている方の比率というのは非常に高かった時代だったと思うんですよね、そこの設管条例を設置した時期というのは。ただ、今、お葬式を集会所でやるようなほぼほぼ無いというかゼロだと思うんですけども、そういう意味で地域の方々とのつながり、地域、近所とのつながりがだんだん希薄になっていったのかなと、で、今を迎えているというようなところでございますが、じゃあ今後の集会所の在り方ってどうなのかというと、集会所という建物の性質、これも前回の一般質問の時に申し上げたとおり、代替が効くと、代わりが効くような施設ですので、これを将来的にどう考えていくのかというと、幾つか適正なのかというのは、ちょっとこれは議論をするところだとは思いますが、今後、集会所ってというのは多分この流れからいうと、この5年間でも、新しい5年間でも幾つかの集会所はもう返しますよというところが出てくるだろうというふうには予想をしております。ただ、町として集会所をどういうふうに考えていくのかというと、極論を言えば、磯浜地区、大貫地区、夏海地区にそれぞれ、理想を言えばですよ、市民センターみたいなのがあって、各集会所は全部無くしますよというような、そういう統廃合ができるのであれば、それが非常に理想的な形だろうとは思いますが、町が集会所をどういうふうを考えているかということ、まず地元の皆さんがまずどういうふうを考えているのかということから始まらないと議論になっていかないのかなと。地域の皆さんが、うちの地区はこれ必要なんで、何とかこれを維持していきますよっていうふうな集会所については、我々もこれは住民の方々の意思を尊重するべきであろうと思うし、またですね、どうしても使わないと、もううちの地区では人もいないし使わないよっていうものに関して町に返還すると、集会所の用途を廃止していただいても構いませんよという地区につきましては、それは地図上どういふような位置付けで、これを廃止するのは適正なのかどうかということまで議論をしてですね、それは今回の設管条例を廃止するような措置も、この5年間で何箇所か出てくるのも予想はしているところでございますが、なるべくそうならないことを我々も願っておりますし、できればこの16カ所というのはですね、この5年間、自分たちで維持、管理ができて、なおかつそれでも町としてはこの地区の集会所を廃止していただき

たいという集会所も出てくるかもわかりませんので、それは町と指定管理者というか組合、組織委員会のほうと、また、住民の方の意見を聞きながらですね、その将来の集会所については検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この地区集会所も減ってきてる、人も減ってきてる、こういう状況ですけども、町内会も減ってきてると。どんどんどんどん解散しているというような、そんな流れが今あります。それを考えると、集会所もほんとに維持するのが難しいのかなというふうに思ってしまうんですが、集会所というのは、やはりその地域にとってね、非常に大事だということでスタートしたと思うんですね、先ほどお葬式のことから始まったというふうな話がありました。例えば、話違いますが、学校というのも地域にとっては非常に重要な施設だと、みんながそういう気持ちの上で大事にしたい施設の一つですよ。地区集会所の存続といいますかね、地区集会所を中心にして地域を考えていく、あるいは町内会の存続、この地域に住んでよかったなと思えるような地域づくりを、地域の皆さんが必要と考えるんじゃないかと、町もこの際になったらね、あの集会所を中心にして、この地域づくり、町内会存続させながら、住民が安心してね、暮らしていけるような、そういうまちづくりというそういう考え方を持つことが大事ではないかなというふうに思います。せっかく大事な施設ですから、そういうことが私は求めていきたいと思うんですね。例えば今、温暖化でね、夏はものすごい暑さになって、文化センターの中に暑さをしのぐような施設をつくっている。役場もそうですけども。地域に住んでいる方の高齢者は、特にね、一番身近なところなんですよ。そういうところを考えた時に、やっぱりそういうところで生かしてね、地区集会所は大事だなというふうに思っていたくと同時に、それが町内会の存続にもつながる、つなげていけるんじゃないかという、町内会あつての集会所だということも含めてね、そういう考え方で展開していけないのかなというふうに、このままずっと、このまんま集会所が無くなっていくのは非常にもったいないような、寂しいような、そんな町になっていくんじゃないかなと思います、そういうことは考えられないのかなと思います、いかがでしょうか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご提案のほうにお答えさせていただきたいと思います。

議員の今おっしゃっていただいたこと、我々も理想形だろうというふうには認識しております。ただ、議員が今ご提案いただいたものには、非常に我々もそうあってほしいというふうには思っておりますが、さあ現実的なところではどうなのかというところも踏まえまして、議員の今ご提案いただいたことに対して、なるべく近づけるようには我々のほうも努力していきたいと思っておりますので、ご理解を宜しくお願いいたします。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第25号 大洗町農業会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第25号 大洗町農業会館の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、現在、指定管理者により管理運営を行っている大洗町農業会館について、引き続き指定管理者による管理運営を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

大洗町農業会館につきましては、本町農業の振興発展を促進する中核的な施設であることから、農業者の営農と生活の向上などを目的とした水戸農業協同組合を、引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、本年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

以上、議案第25号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について質疑を行います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前11時25分を予定いたします。

(午前11時10分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時25分)

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第26号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第26号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、現在、指定管理者により管理運営を行っている大洗町松川交流拠点施設について、引き続き指定管理者による管理運営を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

大洗町松川交流拠点施設につきましては、都市と農村の交流機会を創出するとともに、地域間交流を深めることにより、地域の活性化を図るという目的に向けて、地元住民で構成される大洗町夕日の郷松川管理運営協議会を、引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、本年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第26号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第26号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第27号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 議案第27号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、現在、指定管理者により管理運営を行っている大洗町勘十堀係船場について、引き続き指定管理者による管理運営を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

大洗町勘十堀係船場につきましては、内水面漁業の振興発展に資する施設であるとともに、緊急時の漁船の避難施設でもあるため、大瀬沼漁業協同組合を引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、本年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第27号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○**飯田議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第27号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について質疑を行います。10番 勝村議員。

○**10番 勝村勝一議員** ちょっと一点お尋ねいたします。指定管理者、決まると思いますが、今まで油の被害が結構ありましたけども、それは解消したんですかね。

○**飯田議長** 中崎農林水産課長。

○**中崎農林水産課長** ご質問にお答えしたいと思います。

油の被害の件といいますと、確認なんですけども、例えば指定管理をお願いしています大瀬沼の組合員さんの方からの油の放出の件なんでしょうか。

○**飯田議長** 勝村議員、ちょっともう一回質問してください。10番 勝村議員。

○**10番 勝村勝一議員** 細部まで言わなくてごめんなさい。水産加工さんから出た魚の油の件が前ありましたけども、——あ、そうか、これ間違いか。あ、ごめんね。間違った。失礼しました。申し訳ありません。

○**飯田議長** ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**飯田議長** 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**飯田議長** ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第28号 大洗町健康福祉センターの指定管理者の指定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第28号 大洗町健康福祉センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、大洗町健康福祉センターの健康増進施設および福祉施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

健康増進施設の指定管理者の選定につきましては、令和7年10月16日から令和7年11月28日の間、44日間の公募を行った結果、申請されたのは1社であり、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、厳正に検討した結果、「特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会」を引き続き指定管理者とするものであります。

次に、福祉施設の指定管理者の選定につきましては、大洗町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の選定方法により指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、厳正に検討した結果、「社会福祉法人大洗町社会福祉協議会」を引き続き指定管理者とするものであります。

なお、両施設ともに指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上、議案第28号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第28号 大洗町健康福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。6番 伊藤 豊議員。

○6番 伊藤 豊議員 最終的に申請が1社ということで、引き続き同じ業者さんが指定管理となるということなんですけども、町としては、その前の指定管理者とのやり取り、これから先もちょっと不安が残るなと思って、少なくとも私は特別委員会とかで健康増進課に福祉施設ですか、ゆっくら館の内容のほうの資料説明を求めたところに、なかなか数字が上がってこない。で、上がってきた数字も訂正が多くてっていう、なかなか混乱した特別委員会だったんですけども、その辺の業者さんとの町とのすり合わせというんですか、今回も指定管理として選定する審議会というところの内容ですが、そういうところの不安も全部払拭しての指定管理になるのかお伺いします。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 お答えいたします。

今回この同じ、現在指定管理を行っている事業者が申請者ということで選定委員会が通って、審

査が通り、候補者として今回上程させていただいているところですが、町として不安を感じないのか、そういった部分でのご質問かと思うんですが、たまたま今回引き続き同じ業者さんが更新という形にはなるような形になるんですが、5カ年の今期の指定管理を終了するにあたって、次期指定管理については、新たな期間に入りますので、ゼロベースから募集を行い、要件設定のところから応募者の資格審査、きちんと私ども担当課以外の庁内の職員が組織する委員会でも審議をしていただいて、その要件にのっとった事業者を応募者として認め、また、さらにそこからプレゼンテーションを経て評価をいただいたというところなので、適正な一定のレベルにある事業者と認識しております。以上です。

○飯田議長 6番 伊藤議員。

○6番 伊藤 豊議員 ゼロベースというところなんですけれども、以前の5年間というんですか、今までの5年間の最初のプレゼンというところでも、ゆっくら館が一つの観光地になるんじゃないかっていう、少し誇張したようなプレゼンだったような記憶があります。今回の審議会においても、そのようなお花畑と言ったらあれですけども、プレゼンのための資料というところ、劇的に変わるものではないっていうね、入館者数も回復しつつあるというところなんですけども、劇的に変わることはないとしたら、ゼロベースというよりも、その時に言った内容が、コロナ禍後また変わってきたのかなという、また違うような気がする、気もします。で、今は平時になって、さらにプレゼン資料がいいもので来たのであれば、劇的に変わっていくものなのかなという期待を込めての審議だったかというところをもう一度質問いたします。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 今回のプレゼンの内容なんですけれども、前回一番初めの提案の時には、ものすごく夢をみるような内容のプレゼンがあったと今記憶しているという議員のお話だったんですけども、今回のプレゼンにあたっては、これは私同席しております、私は審査の担当ではないので、ただ客観的に聞いてた人間でございますけれども、私の主観ではございますけれども、とても地に足の着いたというか、プレゼンテーションですから、業者さんは当然いいことを言います。いいことを確かに言うんですけれども、それが飛び抜けてないというか、とても冷静な目線を持ってプレゼンテーションしていたなという感があります。ですので、審査委員の評価に関しても、やはりトータルである一定の基準は超えているんですけれども、審査委員さんの評価するポイントとしても、やはり安定的な経営基盤であるとか、意欲があるという部分で、とても高い評価を得ていたように記憶しております。以上です。

○飯田議長 6番 伊藤議員。

○6番 伊藤 豊議員 心配、心配ばかりではあれなんですけども、指定管理ということで、ちょっと全協の時にいろいろ指摘させていただいたところで、プラスの説明資料も追加して提出していただいているんですが、このグラフのところですかね、利用料金収入と自主事業収入というところの数字が見えないというか、多分間違いじゃないのかなと思うんですけども、このグラフについての説明をお願いします。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 今回このプラスの説明資料として、このグラフを付けさせていただいたんですけども、やはりコロナ禍で、皆さんも御存知かと思うんですが、とても平時とは言えないようなマイナスからのスタートになったところがございますので、そこからですと、やはり今この業者としては、なるべく当初の数字にまで戻ってきている状態ではあるんです。このグラフについては、若干ちょっと数字が割愛されておりますので、詳しいところがわからないというご指摘は十分私も把握できるんですけども、その業者さんの創意工夫であるとか努力は、ここに数字として現れますよということでこれを付けさせていただいております。以上です。

○飯田議長 ほか。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 福祉施設と健康施設、二つ分かれて提案されましたけども、社協に対しては指定管理料は支払わないというふうになってます。示されてます。もう一方の2階ですね、2階部分については、指定管理料が支払うのか支払わないのか示されてませんが、これは実態はどうなってるんですか。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 健康増進施設については、町からの指定管理料が発生します。する予定です。それから、福祉施設については、そこにあるとおりに、指定管理料は支払わないという区分になっております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 その指定管理料は幾らですかという話を1回目で聞いてるんですけども。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 今回、予算で上げさせていただいている金額は1億3,000万です。以上です。

○飯田議長 菊地議員。これ2回目とします。

○12番 菊地昇悦議員 それでですね、この指定管理料について、国のほうでどういうふうになっているのか、総務省ですけども、この発注における適切な価格の転嫁、それについてですね、取り組んでほしいということで、賃金ですよ、賃金水準の動向を踏まえて指定管理料の毎年見直すよというふうな、こういうことがいわれて届いていると思うんですが、これはどういうふうになってるんでしょうか。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 お答えいたします。

毎年議会のほうで予算を認めていただいた後にですね、指定事業者との契約という行為がございまして、そこで指定管理料のほうを確定しております。確かに価格の転嫁ということで人件費、賃金への上昇もあるんですけども、その辺は町としては確かに足し上げなければいけない部分ではあるんですけども、ほかのコスト、無駄とか無理を省くコストのところを相殺をしていただいております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 2回目のね、指定管理を受けるにあたって、様々な取り組みを進めるように、こういうことが示されているんですよ。そうすると、人材も必要となってくると思うんですが、何といても指定管理料1億3,000万という数字からした場合に、その人件費をどうするのかというのが経営者の判断になると思うんですよ。そういうことを考えて、賃金をきちっと踏まえ見直しを毎年、スライド条項というのを設けているらしいんですけども、こういうスライド条項をきちんと協定に盛り込むべきではないか、定めておく必要がある、こういうふうに示されているんですが、この点についてはどういうふうになってんのかということ、こういう示された状況をきちんと履行しないとね、相手側から今度は価格交渉について申し出があるということもあり得るのではないかといいように思っています。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 様々な事業を展開するにあたって人件費がかさむのではないかと、それについては適正な上乗せをするべきではないかと、それを乗せておくべきではないかというご質問かと思うんですけども、こちらの事業については、自主事業という形になっております。ゆっくら健康館の場所を利用した事業者の収入になる事業という形になっておりますので、町が依頼をして、委託をして行ってもらった事業とは、またちょっと若干性格が違うものでございますので、ただ、そういった自主事業を積極的に展開していただいているおかげで、ゆっくら館に足を運んでもらえるお客様が、やはり町民の方が足を運んでもらえるという事実が増えますし、そこから新たにスポーツジムであったり、お風呂であったり、プールであったり、そちらのほうに目が向くという相乗効果もございますので、その辺を積極的に担っていただいていると考えております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 それはわかるんですよ。ですから、あくまでもこの総務省がいったんのは、賃金水準が毎年毎年上がっていかねばならないということで、国も今度は一般会計予算についても、特に賃金については、給料については、非常に何度もね、何回もこの見直しというもの、賃金上昇を見込んだ予算編成になってると思うんですよ。ですから、この賃金水準の変動というのはあり得るということで、これに見合ったものを契約しなきゃ駄目だといってるんだと思うんですよ。そのためにスライド条項というものを設けて、これを協定に盛り込みなさいということをしてるわけですけども、こういうものが協定に定めているのかどうかということ、最後に伺います。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 実際の契約にどの程度その賃金上昇のスライド条項が盛り込まれているのかというのは、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告したいと思います。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、すいません、先般いろいろ説明受けましたけども、今後ね、月に今まで何回ぐらい聞き取り調査をしていたかお伺いしますけども、なるべく今度ね、新たな体制できっといくと思いますので、いろんな部分で、いろんなものが入ってきましたので、その今度、管理もしなきゃきつならないと思うんですよ。渡したほうは、そこら辺でやっぱり月に数回程度、

すり合わせをやっていただかなきゃなんないかなど、課長、思うんですが、一般のね、企業からいうと、そういうことなので、今後どういう感じでそういう管理をしていくか、お尋ねします。すいません。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 それは運営に関してのすり合わせという形、チェックという形なんでしょうか。指定管理事業者のほうは、毎日の日報をつけておきまして、それを月一遍の月報という形で必ず提出をさせていただいております、私どものほうでチェックをしております。また、その定時の報告だけではなくて、常に問題とっては変なんですけれども、疑問が生じた時とか相談をしたいという時には、必ず私どものほうに問い合わせをしてくれる、そういった顔の見える、風通しのいい関係ではありますので、その辺はご安心していただいて、私どもも確認を常時取っておる次第でございます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、わかりました。これ重要なことなんです。経営上の問題としてね。これやらないと、また大変な事態になる可能性もありますから、施設自体がかなりもう二十数年経ってますので、そういう管理もやっていかなきゃならないし、経営上の問題として、普通会社はね、必ずすり合わせしますよね、毎日やって。役所でもきつとやってると思うんですが。そういう民間の感覚でやっていかないと経営なつかないですよ。これ3年間、渡しますけども、で、3年間だと3億9,000万ですよ、1億3,000万渡しますから、そういう状況だと思いますので、これ宜しくお願ひしたいなと思います。町民のね、負託も得てますから、存続させてくれという話もありますし、非常に答申は出しましたけども、そういうことを考えて、課長、これからね、常に、月に1回ではなくて10日に1回とかやっていただくと月に3回ぐらいは、日にちを決めてきちんとやっていかないと経営成り立たないと思います。何かいろいろね、うたい文句出しましたけども、それを常に実行しているかしてないか、そこを見極めてください、課長、すいません。そうずっと先に進みますよ。もっと。施設としていろんなとこやってるみたいなんだけど、本当にほかの施設がね、成り立ってるのかわかんないですけど、僕の知ってる境町もきつとやってますから、後でちょっと聞きただしてみますけども、そういうことも必要かなと思いますけども。課長、民間の心ということでやっていかないと先に進みません。もしかしたら、それきちんとやっていただければ存続できるかもしれないし、これからね、3年後も、はい。課長、再度答弁があれば宜しくお願ひしたいなと。チェックは必要ですよ、すいません。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 勝村議員からは、とてもご心配をさせていただいて、さらにはご提案をいただきましたので、私どもも心してこれからチェック体制を整えたいと思います。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 最後に厳しいこと言うけど、宜しくお願ひします。働いて働いてじゃないけど、前へ前へ、前へ前へ行って町民に返してくれるような体制をとってくださいね。お願

いします。宜しくお願ひします。終わります。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 大洗町健康福祉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○飯田議長 異議がありますので、本案につきましては起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。よって、議案第28号は、原案のとおり決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第29号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第29号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、大洗町ビーチテニスクラブの管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、令和7年12月19日から令和8年1月27日の間、40日間公募を行った結果、申請をされたのは2社であり、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、厳正に検討した結果、「有限会社^{フイサイン}V s i g n」を新たに指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上、議案第29号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について質疑を行います。4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 こちらなんです、今回このように変わっていくなかで、全協のなかでも内容等の、どういうふう、今までどおりどういうふうな行いで、スクールとかねそういったと

ころもどういふふうな形でやっていくのかって確認はさせていただきました。そうしますと、そういった例えばこれから指定管理者が変わることによって、今までのような内容等が変わっていったりとか、使用に関しての内容が変わっていったりということもあると思うんですね。そういった変更になった部分を今まで利用してた方や一般の方がわかりやすい形の周知っていうのは、どのように考えているんでしょうか。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 小野瀬議員のご質問にお答えいたします。

内容が変わることに関しての周知ということでございますが、新しい指定管理者、それと今までの指定管理者にもですね、今回の指定管理者が変更になってからすぐに対応するということをお願いをしております、既に現在の指定管理者のほうからはですね、今ご利用いただいている方に指定管理者が変わりますと、4月から変更になりますというようなお知らせを出しているというような状況でございます。

新しい指定管理者に関しましてもですね、4月以降、レンタルコートを受付であったり、スクールの開催の有無についても、早期にですね、お知らせできるような準備をしてほしいというようにお願いをしておりますので、今日の議決を賜りましたらば、例えばテニスコートであったり、あるいは新旧のホームページであったり、そういったところで周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうですね、もうだいぶ暖かくなって、コートのほうを利用している方もよくあそこを通る時に見かけますので、そういったのを速やかにですね、周知のほうをしていただいて、より多く、今まで以上にテニスコートを使ってくれる方が増えるようにやっていただきたいと思います。以上です。

○飯田議長 ほか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第7、議案第30号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第30号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和7年度大洗町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ8,947万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億7,837万5,000円とするものであります。

また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定するとともに、既定の地方債を変更するものであります。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費につきましては、工事材料の調達に時間を要するなど年度内の完了が困難となる見通しとなった14事業について、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものであります。

続きまして5ページをご覧ください。

第3表地方債補正についてご説明いたします。

「都市計画事業債」につきましては、繰越明許費および今回の補正予算に計上しておりますが、「防災子ども安全まちづくり事業」の財源といたしまして340万円追加するものでございます。

また、利率については、近年の貸付金利の上昇に対応するため、3.5%以内であったものを5.0%以内に補正するものでございます。

10ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

歳出補正の全般的な内容といたしましては、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。

また、総務費をはじめ各款に共通する職員手当等の人件費につきましては、最終調整でありますので、以下、省略してご説明申し上げます。また、単なる財源振替や事業費の一般的な確定減等につきましても、政策的余地がないことから説明を省略させていただきます。

10ページの中ほどをご覧ください。

2款総務費の「財政調整基金費」につきましては、今後、大規模事業が予定されていることから、健全な財政運営を維持するため、3,000万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

「減債基金費」につきましては、国の補正予算により追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費分として交付された5,179万4,000円を減債基金へ積み立てるものでございます。

11ページ、下の段をご覧ください。

3款民生費の「国民健康保険繰出金」につきましては、令和8年度国民健康保険特別会計で財源不足が見込まれる分を基金へ積み立てる財源として、5,718万5,000円を繰出金として追加計上す

るものでございます。

「介護保険事業費」につきましては、給付費の増分を介護保険特別会計への繰出金として、601万4,000円を追加計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

「児童措置費」につきましては、物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯を対象に、県が実施する、児童一人当たり5万円を給付する事業費として、「職員手当等」から「低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」まで、合わせまして1,337万5,000円を追加計上するものでございます。

また、「子どものための教育・保育給付負担金」につきましては、公定価格の改定等による給付費の増として、3,673万9,000円を追加計上するものでございます。

13ページ、上の段をご覧ください。

4款衛生費清掃総務費の「鉾田・大洗広域事務組合貸付金」につきましては、組合の当初計画より起債借り入れが早まり、資金繰りが可能となったことにより、貸付金9,512万9,000円を減額するものであります。

中の段、7款商工費観光費の「大洗のまつり実行委員会補助金」につきましては、事業終了後の決算整理により、協賛金等の自主財源が当初の見込みを上回ったことに伴い、補助金2,200万円を減額するものでございます。

下の段、8款土木費の「都市計画総務費」につきましては、繰越明許費および地方債補正にもございますが、「防災子ども安全まちづくり事業」について、国の内示額に併せて工事請負費を56万円追加計上し、財源につきましては国庫支出金28万円、地方債340万円を追加し、一般財源を312万円減額するものでございます。

6ページへお戻り願います。

上の段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、増額分として、地方交付税2億346万5,000円、分担金および負担金20万3,000円、国庫支出金1,865万円、県支出金2,325万1,000円、寄附金1,824万8,000円、繰越金1億2,137万円、町債340万円を追加し、減額分として、繰入金2億274万3,000円、諸収入9,636万9,000円を計上し、歳入歳出それぞれ8,947万5,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第30号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 二点ばかり伺います。

総務費のなかでですね、減債基金の積立金ということで臨時財政対策債償還金のこのお金を積み立てるといことが示されておりますが、これは何年度分の臨時財の町の支出分に該当するのか、その額は幾らなのか伺います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

今回、国の地方交付税12月の再算定を踏まえてこの臨時財政対策債の償還分を減債基金に積みなさいということにいただいている額が、この5,179万4,000円ということになっております。実際にこれをですね、踏まえながら、どの額にどれだけということではなくて、この減債基金、この範囲のなかで将来のその負担に備えて積み立てをして適正に基金を活用していくというものでございますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この臨時財政対策債ね、もう以前は毎年のように発行しなきゃいけない、訳わかんなくなっちゃったというような、どれだけ国から返ってくるのかわかんない、そんなことが言われてたことを思い出しますが、さてこれ、国からね、町が立て替えた分が戻ってくるわけですから、これ普通ならばどの年なのかわからないということはないと思うんだけど、何年度分をきちんとこの分を送りましたよ、返済しましたよと、国が明らかにして町に送ってくるのが当たり前じゃないかと思うんですけども、そういうふうな内容ではないんですか。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

ちょっと私の答弁が少しご質問と合わなかった部分がありますのでお答え申し上げますが、毎年その臨時財政対策債につきましては、きちんとその償還計画に基づいて償還をしております。ただ、今この手元にその数字ですね、お持ちしてないので、改めてその辺、償還計画につきましてはご説明したいと思いますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 宜しくお願いします。

それで、併せてですね、じゃあ残った総額はね、どのぐらいなのかということも併せてお願いいたします。終わります。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 臨時財政対策債の地方債残高としましては、大体27億ほど残っております。そのうち毎年3億ぐらいはですね、返済をしているという形になります。宜しくお願いします。

○飯田議長 ほかのいきますか。じゃあ12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 2問目で、すいません。衛生費、予防費なんですけど、新型コロナワクチン接種の返還金ということで計上されております。この接種によって副作用などもいわれている部分もあるんですけど、医療が必要になったものは発生したのかどうか伺います。

○飯田議長 小林健康増進課長。

○小林健康増進課長 新型コロナウイルスの返還金に関してのご質問で、医療が必要なケースはあったのかという、情報はあるのかという話なんですけども、5類に変わってからですね、そういった情報は町のほうに逐一は入ってきておりません。以上です。

○飯田議長 ほか。5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 町債について質問したいんですけども、町債の地方債補正というところで、5%にパーセンテージが上がってくるといったところで、今、例えば大洗町で今、地方債借り入れをして、償還をしていく通常の金額を返していくなかで、利払いというのが、こうなってくるとどのぐらい増えてくるものなのか、およその数字でいいんですけども教えていただきたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

これあくまで私が試算をした数字でございますので、その点でご理解いただければと思いますが、例えば前提条件として10億円を借り入れて、3年据え置きで17年かけて元金をですね均等で返していくという場合ですけれども、過去、利率が低かった時、いわゆる0.3%であった場合ですと、総利子で3,600万ほどだったのが、今のその最新の状況ですと利率が2.7%で計算をすると、3億2,400万円になりますので、その総利子だけで約2億8,800万円ほど増えるという計算になります。あくまでも私の机上での計算になります。宜しく申し上げます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 今の課長のご説明だと2.7%というのは、この改正前の数字ということで、まだ上がってくる見込みがあるわけですね。厳しいですね。感想で終わります。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり決しました。

◎議案第31号ないし議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第31号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第32号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第33号 令和7年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第31号から議案第34号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

一般会計と同じく特別会計におきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。

初めに、議案第31号をご覧ください。

令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,354万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億7,671万9,000円とするものであります。

4ページ、下の段をご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

6款基金積立金につきましては、国保財政の安定運営に資するため、一般会計からの繰入金を主な財源に、国民健康保険支払準備基金に積み立てるため、6,317万5,000円を追加計上するものでございます。

7款諸支出金の償還金につきましては、令和6年度保険者努力支援交付金等の額の確定により、37万円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、繰入金5,718万5,000円、繰越金636万円を追加し、歳入歳出それぞれ6,354万5,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第32号をご覧ください。

令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,810万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,068万5,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費の「介護サービス給付費」から7ページの「特定入所者介護サービス費」まで、それぞれ介護給付費の実績見込みにより、増減調整するものであります。

3ページへお戻りください。

上の段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金1,055万円、支払基金交付金1,298万7,000円、県支出金748万6,000円、繰入金1,707万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,810万円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第33号をご覧ください。

令和7年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,119万8,

000円とするものであります。

4ページ、下の段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

墓地建設改良等準備基金費につきましては、令和6年度の決算による繰越金を基金へ積み立てるため、305万6,000円を追加計上するものでございます。

上の段の歳入をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金305万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ305万6,000円を追加補正するものであります。

続きまして、議案第34号をご覧ください。

令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、業務の予定量のうち、管渠整備事業については、国庫補助金の内示に合わせた事業費の減額により、1億1,990万円を減額し、補正後の予定額を2億5,614万3,000円とするものであります。

流域下水道建設負担金については、国の補正予算により事業費が認められ、建設負担金の増額があったため、20万9,000円を追加し、補正後の予定額を881万7,000円とするものであります。

資本的収入および支出について、資本的収入の予定額を1億1,365万円減額し、補正後の予定額を2億4,110万8,000円とし、資本的支出の予定額を1億1,969万1,000円減額し、補正後の予定額を4億4,520万2,000円とするものであります。

第4条の継続費につきましては、港中央中継ポンプ場電気設備工事に係る全体の事業費を4億8,000万円から2億3,540万円に減額し、年割額を令和7年度については1億9,200万円から7,210万円に、令和8年度については2億8,800万円から1億6,330万円に、それぞれ減額するものであります。

次に、2ページをご覧ください。

第5条企業債の流域下水道事業の限度額については、那珂久慈流域の建設改良工事におきまして、国の補正予算により事業費が認められたため、建設負担金を30万円減額し、限度額を850万円とするものであります。

また、利率については、近年の貸付金利の上昇に対応するため、3.5%以内であったものを5%以内に補正するものであります。

以上、議案第31号から議案第34号まで一括して提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

ついて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第32号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第33号 令和7年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 公園墓地、非常に今、墓の墓じまいが増えてきていると思うんですが、基金積み立てしてますよね。改良工事ということで。どんな感じで今後思っていますか。今、どのぐらい墓の空きありますか。かなり皆さんね、墓じまいが増えてきている状況もありますし、課長、すいません、お尋ねしますけども、どういう状況ですか、今。どのぐらい大洗公園共同墓地、空いてますかね、今。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

今現在ですね、空き墓地の状況は、大体60前後だったと記憶しております。以上です。

○飯田議長 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 60、これそのままきっと増える見込みはないかなと思ってますし、共同墓地も、合葬墓地できてますから、入れる可能性ありますし、今後の推移として、課長としてどういう思いを持ってるか再度お尋ねしますけども、すいません。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度の議員のご質問にお答えいたします。

ここ数年ですね、空き墓地のほうですね、増えていくような状況が過去見られたんですけども、ここ最近ですと思ったより増えてない状況です。ただ、確かに墓じまいも多いですし、空いてるところで新たに申し込みの方もありますので、で、何年か前にですね、やはり空き墓地が増えてきたので、貸し出すというか要件をですね、少し緩めたりとかした状況でございますけども、今のところはですね、落ち着いているような状況ですので、そこは状況を見ながら判断していきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 空き墓地が増えてきて、運営費、管理費、完全に100%納められていますかね。その点聞いて終わりにしますけども、どうですかね。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

管理費なんですけども、今、収納率としましては91、2%ぐらいです。で、確かにですね、入っていない墓地もありますので、それは適宜ですね、今調べて、例えば名義が変わって変わっていないとか、いろんなケースがありますので、そこはいろいろと調べてですね、対応していきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 令和7年度大洗町営公園墓地事業補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第34号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり決しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第8、議案第35号 町道路線の認定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第35号 町道路線の認定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、銚田・大洗広域事務組合が所有している旧ゆうもあ村内の道路について、町が移管を受けるにあたり、新たに町道認定するものであります。道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第35号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第35号 町道路線の認定について質疑を行います。9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 これまで町道じゃなかったところが町道になるということで、今後、上水道、下水道については、どのようになっていくのか確認したいと思いますけども。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 町道認定してですね、町道になってからの上下水道の整備というところのご質問かと思うんですけども、こちらにつきましては、現状でいいますと、上水道、下水道、どちらとも来ていないという状況でございます。で、下水道につきましても、こちらについては確か認可区域外の状況ですので、なかなかそこは向かえに行くの難しいのかなと。あと、水道につきましても、一番近いところで、かなり本管が離れていますので、こちらにつきましては、鉾田との境のところでもございますので、水道施設を引きたいといった場合には、鉾田市のほうから水道を引くといったようなやり方もございますので、詳細については今後、上下水道課のほうの所管になりますので、今の現状としてはそういった現状になります。以上です。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 ちょっと難しい質問だったかもしれませんが、結局ですね、住んでいる方からすれば、認定されればそういうところの要望される方も出てくのかなと思ったんですけども、かなりその難しいのかなと思ってます、もともとが。一番外れですので、今後いろんな検討がされると思いますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 町道路線の認定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

◎諮問第1号および諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第9、諮問第1号および諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括して議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 諮問第1号および諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、一括して提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、福嶋 進氏と関根ひろ子氏の2名を、大洗町人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○**飯田議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**飯田議長** ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**飯田議長** ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決しました。

◎請願第1号上程、委員会付託

○**飯田議長** 日程第10、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。

会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第1号の上程、報告

○**飯田議長** 日程第11、報告第1号 令和8年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について説明を求めます。関 清一副町長。

〔関 清一副町長 登壇〕

○**関副町長** 報告第1号 令和8年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

令和8年度の事業計画についてでございます。

「1 土地取得事業」については、現段階で新たな用地取得の予定はありませんが、町から先行

取得等を求めた場合に適切に対応してまいります。

「2 保有土地（公有地取得事業）の処分」についてでございますが、五反田等の保有地の処分を進めてまいります。

「3 保有土地の管理並びに付帯する事業」につきましては、保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいります。

2ページにお進みください。

令和8年度の資金計画の表は、「前年度決算見込額」と「本年度の予算額」を対比する形でお示ししております。

表中の予算額については、4ページ以降の予算説明書にて説明いたします。

なお、受入資金及び支払資金の合計は、それぞれ3,110万1,000円となっております。

3ページにお進みください。

令和8年度の会計予算についてでございます。

収入支出については、4ページ以降の予算説明書にてご説明申し上げますが、下段、第3条の一時借入金につきましては、限度額を5,000万円と定めるものがございます。

4ページをご覧ください。

収入の部の「1款. 事業収益」につきましては、公有地取得事業収益の科目設定のため1,000円を計上しております。

ほかに「2款. 事業外収益」といたしまして、受取利息7万3,000円と雑収益1,000円、「3款. 借入金」として1,000円、「4款. 繰越金」として3,302万5,000円を、それぞれ計上しております。

以上、収入合計は3,310万1,000円でございます。

5ページをご覧ください。

支出の部の「1款. 事業費」の「公有地取得費」については、科目設定のため、取得費、補償費、それぞれ1,000円を計上しております。

「2款. 販売費及び一般管理費」は、保有土地の維持管理費、振込手数料、法人税等として21万5,000円を計上しております。

「3款. 事業外費用」は、支払利息等として2,000円、「4款. 借入金償還金」は、科目設定のため1,000円を計上しております。

また、「5款. 予備費」は、3,288万1,000円を計上しております。

以上、支出合計は、収入合計と同額の3,110万1,000円でございます。

なお、新たに用地代行買収など町からの要請、協力依頼によりましては、事業計画の変更や予算の補正がありますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 令和8年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。

宜しく願いいたします。

○飯田議長 以上、報告のとおりであります。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月4日午前9時30分から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後 1 2 時 3 2 分